

後期高齢者医療制度に関し国に意見書提出を求める請願

【請願要旨】

今年4月からスタートした「後期高齢者医療制度」は、75歳以上の高齢者と65歳以上の障がい者だけを別枠の制度に押し込めた、正に現代の「姥捨て山」的な医療制度で、「戦中・戦後を背負って生きてきたお年寄りに、何と言う仕打ちか」と国民の怒りが広がっています。

社会保障審議会後期高齢者医療の在り方に関する特別部会が「基本的な考え方（07年4月11日）」として述べているとおり、「…後期高齢者は、この制度の中で、いずれ避けることのできない死を迎える」ものとして、医療サービスの上限を設け、また高齢者の負担引き上げにより医療費の削減を狙ったことは明らかです。

この制度が実施される中で、在宅医療（在宅死）を推進して、病床の大幅な削減や医療給付の制限が行われること。長寿の人が増えれば、その広域連合は医療費がかさみ保険料を上げざるを得なくなること。少額の年金受給者や被扶養者からも保険料をとり、滞納者からは保険証の取り上げが行われるなど、この「姥捨て山」制度は部分的な見直しや一時的な凍結では解決できないものです。

以上により、国に対し、次のとおり意見書を提出することを求めるものです。

- 1) 後期高齢者医療制度を廃止して、元の老人保険制度に戻すこと。
- 2) 10月までの緊急措置として、次のことを行うこと。
 - ・保険料の年金天引きを中止し、保険料の負担を軽減すること。
 - ・被扶養者の保険料徴収を中止すること。
 - ・70～74歳の窓口負担増を中止し、65～74歳の国保税の年金天引きを中止すること。